

平成24年度 契約に係る事務調査結果及び改善措置等

内部牽制機能の強化を通じて不適正な経理処理の再発防止を徹底するとともに、市の予算執行に伴う契約事務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として、神戸市行政調査規則第6条（事務調査）、契約に係る事務調査指針（以下「指針」）に基づき、契約に係る事務調査を実施したので、指針第8条により以下のとおり調査結果及び改善措置の要旨を公表する。

1 調査概要

（1）対象事務

物品・役務の調達事務のうち、平成24年1月から5月支出の消耗品費、印刷製本費、修繕料、一般役務費、備品購入費から行財政局監察室がランダムに選定した調査対象課による20業者との440件の調達事務

（2）調査対象課

- ・保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課
- ・建設局中部建設事務所
- ・教育委員会事務局工業高等専門学校

（3）調査方法（指針第5条）

- ・対象の調達事務に関する会計関係書類を实地調査した。特に、事前取引相手の20業者に協力要請し、任意提出を受けた得意先台帳や発注書の写し等と調査対象課が保存する支出関係書類とを照合した。
- ・対象の調達事務により購入した備品等を現物確認した。
- ・その他、発注管理簿、備品管理簿等必要と思われる帳簿類等を確認した。
- ・対象の調達事務に関わった調査対象課の職員及びその上司からのヒアリングを実施した。

（4）調査日時等（指針第4条）

平成25年1月中に行財政局監察室及び会計室職員数名が調査対象課に出向き、实地調査（各所属1日）を実施するとともに、实地調査結果を踏まえ、引き続いて確認調査を実施した。なお、实地調査前に調査対象課や所管部局に調査の有無や調査日時を連絡していない。

2 調査結果

調査対象課への实地調査前に、対象の調達事務に関する得意先台帳類や発注書の写し等の任意提出を業者に求めたところ、20業者全てが協力に承諾した。これにより業者から提出を受けた台帳類等の精査と調査対象課への实地調査等の結果、下記の調査対象課において、公務遂行に必要な調達だが、不適正な経理処理を行っていた事例が1件判明した。

(1) 不適正な経理処理の事例

調査対象課	内 容	金 額
教育委員会事務局 工業高等専門学校	支出命令書等では消耗品（需用費／消耗品費）となっているが、実際には備品が納入されていた。ただし、当該備品は公務に必要な物品であり、職場において現物を使用し、その所在を確認できた事例	40,530 円

(2) その他

不適正な経理処理では無いが、今回の全ての調査対象課において、不適正な経理処理の再発防止の事務処理手順の趣旨にそぐわない事例や事務処理が不適切或いはその可能性が高い事例が以下のとおり見受けられた。

◆不適正な経理処理の再発防止の事務処理手順の趣旨にそぐわない事例◆

内 容		指摘件数（延べ）
○見積関係		
①	見積書を受領していない事例 〔中部建設事務所〕	16 件
②	見積書が F A X 等しかなく、原本が保存されていない事例 〔国保年金医療課〕	10 件
③	見積書の見積日が未記入となっている事例 〔中部建設事務所〕	2 件
④	見積書の見積日の変更業者に業者等の訂正印がない事例 〔工業高等専門学校〕	1 件
⑤	見積書の有効期限の経過後に、当該見積書に基づき発注している事例 〔工業高等専門学校〕	1 件
○発注関係		
⑥	物品購入発注書の納入期限が未記入或いは不明確である事例 〔国保年金医療課〕〔中部建設事務所〕〔工業高等専門学校〕	59 件
⑦	物品購入発注書の発注日が未記入となっている事例 〔国保年金医療課〕〔中部建設事務所〕〔工業高等専門学校〕	22 件
⑧	物品購入発注書の写しを送付後、発注内容に変更があったにも関わらず、発注書を訂正せず、納品させている事例 〔国保年金医療課〕	2 件
⑨	物品購入発注書を作成していない事例 〔国保年金医療課〕	1 件
○納品・請求関係		
⑩	日付が空欄の納品書や請求書を受領し、職員が納品日や請求日を記載し、処理している事例 〔国保年金医療課〕	10 件
計		124 件 (支出件数：112 件)

◆事務処理が不適切或いはその可能性が高く、今後、継続的な留意が必要である事例◆

内 容		指摘件数（延べ）
①	適正な歳出科目に基づき予算執行されていないもの。例えば、本来、工事請負費或いは委託料として執行すべきであるにも関わらず、役務費で執行している事例 〔国保年金医療課〕〔中部建設事務所〕	16 件
②	一括して契約すべきものを課長専決契約権限の範囲内に分割している事例 〔国保年金医療課〕	14 件
③	見積り合わせを実施すべきなのに、見積り合わせを実施していない事例 〔中部建設事務所〕	12 件
④	市様式では無い注文書を作成し、決裁を経ないで、相手方に手交している事例 〔国保年金医療課〕	12 件
⑤	適切な納品検査をしないで、発注業務には含まれない業務（調達物の保管業務）を業者に依頼している事例 〔国保年金医療課〕	2 件
計		56 件 (支出件数:32 件)

3 改善措置等

不適正な経理処理が判明した調査対象課に対しては、今回の調査対象以外の調達事務に関する点検の実施及び今回の件に関する原因究明とともに再発防止の具体的な取組みを早急に構築する措置を講ずるよう求めた。

また、不適正な経理処理の再発防止の事務処理手順の趣旨にそぐわない事例や事務処理が不適切或いはその可能性が高い事例についても、それぞれ個別に対象課に指摘し、早急な是正とともに再発防止の具体的な取組みの実行、徹底を求めたところである。

さらに、今後、契約に係る事務調査に際しての帳簿類等の提出に関する事業者の協力に関して、市の契約標準約款や物品購入発注書に明記するとともに、市ホームページ等を活用して周知していく予定である。

また、指針第7条に基づき、今回の調査結果や改善措置に関して、外部有識者である神戸市経理適正化外部評価専門委員に意見を聴取したところ、以下の意見をいただいた。

- 不適正な経理処理の再発防止策の意義を理解し、遵守するという意識を全職員に浸透していくために、今後も、繰返し、反復して、①何のための再発防止策なのか。②再発防止に係るルールを遵守しないとどういう不祥事が起こり得るのか。③市民から預かっている公金を執行していることの重み。の3点を徹底して啓発していくべきである。
- 内部牽制だけでなく再発防止の意義やルールの浸透度を把握するため、業者の協力を得ながら、契約に係る事務調査は今後も継続して実施していくべきである。
- 不適切な事務処理の事案も含めて調査結果を真摯に受け止め、どうしてそのような事務処理が行われたのかといった原因や問題点、さらには正しい事務処理はどうすべきだったのか等を、他の職員への啓発教材としても活用していくべきである。
- 経理適正化に係る内部統制が現場において正常に機能していなかった原因を解明し、改善していくべきである。

以上の専門委員のご意見を踏まえ、今後とも経理適正化の取組みを継続、反復、強化するとともに、今回の調査結果を再発防止に生かしていく。

契約に係る事務調査指針**(趣旨)**

第 1 条 この指針は、行政調査規則（昭和 35 年 4 月 1 日 規則第 1 号）第 6 条に規定する事務調査のうち、契約に係る事務調査（以下「調査」という。）の実施について、行政調査規則によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的及び範囲)

第 2 条 調査は、市の予算執行に伴う契約事務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として行う。
2 調査は、市が締結する売買、貸借、請負、委託その他の契約について行う。

(調査員)

第 3 条 調査を実施するため、調査員を置く。
2 調査員は、行財政局に属する職員をもって充てる。
3 行財政局長が、必要と判断した場合には、他部局の長に依頼し、その属する職員に対して調査員の補助など必要な協力を要請することができる。

(調査の通知)

第 4 条 調査を実施する部局に対しては、原則として調査の実施前に調査日を通告しない。
2 調査の通知は、調査の内容及び方法、実施日時、調査員の名前、その他必要な事項を記載した文書を、原則として調査日の当日に調査を実施する部局に手交して行うものとする。
3 調査員は、調査が調査日に終了しないと認めるときは、別の日を指定して同一案件の再調査を実施することができることとし、この場合には文書による通知を要しない。当該再調査によって終了しない場合も同様とする。

(調査の方法)

第 5 条 調査は、実地調査を原則とし、未処理・未決裁の書類を含む財務会計書類及び帳簿の確認、職員からの事情聴取、物品等の現物確認、新財務会計システムによる照会、関連資料（電子情報を含む。）の確認等により行う。
2 行財政局長は、必要があると認めるときは契約の相手方等関係者に対して、文書照会、実地その他の方法による調査への協力を求め、当該関係者に対する調査を行うものとする。
3 神戸市における不適正経理に関する外部通報処理要綱（平成 22 年 8 月 31 日 行財政局長決定以下「要綱」という。）に基づく調査に当たっては、調査員及び関係職員は要綱を遵守し、通報者個人が特定されることのないように配慮するものとする。

(調査の対象年度)

第 6 条 調査の対象年度は、原則として現年度及び前年度とする。

(外部有識者への意見聴取)

第 7 条 行財政局長は、調査の結果、必要があると認めるときは、改善措置について外部の有識者に意見を聴くことができる。

(調査結果等の公表)

第 8 条 行財政局長は、調査の結果、改善措置及びこれに対する回答の要旨を公表するものとする。

(指針の細目)

第 9 条 この指針の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この指針は、平成 23 年 10 月 28 日から施行する。